

株 主 各 位

広島県福山市松永町六丁目10番1号

株式会社 オービス

代表取締役社長 中浜 勇治

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 日 時 | 2020年1月30日（木曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 広島県福山市南松永町四丁目10番10号
木材会館山陽ビル5階大会議室 |
| 3 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第60期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第3号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 第4号議案 | 監査役の報酬限度額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1 当日、本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.orvis.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2018年11月1日から2019年10月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、輸出や生産の一部に弱さが見られるものの、企業収益は底堅く推移し、雇用・所得環境の改善が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方、海外情勢は長引く米中貿易摩擦への懸念や中国・欧州経済の低迷、為替相場の不安定な動きなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社は、新規・休眠顧客の開拓や既存顧客との関係強化などの戦略を積極的に推進するとともに、適正価格による製品販売や製造原価の削減、事業全般にわたる効率化を図ることにより、収益の向上に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は95億66百万円（前期比112.8%）、営業利益は83百万円（前期比132.5%）、経常利益は19百万円（前期比209.6%）、当期純利益は特別利益に木材福山工場建設に伴う補助金収入1億62百万円及び固定資産売却益2億61百万円の計上により3億93百万円（前期比56.5%）となりました。これにより、純資産は前事業年度末の32億9百万円から35億67百万円となり、自己資本比率は22.1%から24.8%となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。営業損益につきましては、全社費用等配分前で記載しております。

なお、当事業年度より、前事業年度末まで「ハウス・エコ事業」の区分に含めておりました売電事業につきましては、当初計画中でありました太陽光発電所が全て稼働を開始したことから、新たに「太陽光発電売電事業」として報告セグメントを開示しており、以下の前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(木材事業)

国内向けのパレット用材やドラム用材の受注環境は、一進一退を繰り返しながらも好調を維持いたしました。その一方、約半数の出荷を占める輸出用梱包用材は、米中貿易摩擦の長期化に伴う中国経済の減速により、期中後半から大きく落ち込みました。また、競合樹種であるチリ産製品の安値販売の影響や原材料価格の高止まり、一時的な生産調整に伴う固定費負担増など、総じて厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、製材工員の育成や作業工程の改善、歩留管理の徹底など、生産効率の向上をより一層加速させることで原価率の改善に努め、新たな商材仕入先の開拓に注力し、販路拡大を図るなど、収益の確保に取り組んでまいりました。

なお、2018年6月より稼働を開始した福山工場は、5月以降目標とする1時間当たりの生産量を上回り、フル生産への移行に向けた体制が順次整うなど、一定の成果を上げることができました。

その結果、売上高は56億円（前期比114.2%）、営業損失は1億96百万円（前期は営業損失2億19百万円）となりました。

(ハウス・エコ事業)

東京オリンピック後における建設市場の縮小や中国経済の減速による貿易の減少を背景とした民間設備投資の抑制が懸念される中、建設業就労者の高齢化問題や施工管理技術者不足等の様々な課題が顕在化し、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、タイムリーに有用な物件情報の収集に努め、引き続き重量鉄骨造建築やシステム建築、小型店舗などの工期の短いプレハブハウスの営業活動を強化してまいりました。また、現場管理の徹底による工事原価の圧縮に努め、協力業者との一層の連携強化・新規協力業者開拓に注力することにより、施工体制の充実を図ってまいりました。

その結果、売上高は29億61百万円（前期比113.9%）、営業利益は1億95百万円（前期比91.2%）となりました。

(太陽光発電売電事業)

2018年2月に土取メガソーラー発電所が稼働を開始したことにより、その影響が通期に及びました。

その結果、売上高は4億65百万円（前期比100.5%）、営業利益は2億19百万円（前期比108.5%）となりました。

(ライフクリエイト事業)

ゴルフ場部門では、企画コンペの開催など、各種イベントの開催に加え、前期と比較して天候に恵まれたことにより、来場者数は前期比106.4%となりました。

フィットネス部門では、ポスティングなどの宣伝活動に加え、専属トレーナーが様々なお客様ニーズに対して1対1の個別指導で対応するパーソナルトレーニングなど、会費外収入の増加に努めてまいりました。

その結果、売上高は4億46百万円（前期比106.9%）、営業利益は46百万円（前期比273.8%）となりました。

(不動産事業)

賃貸物件（4棟）の定期的なメンテナンスを行いお客様の利便性を高めるとともに、不動産情報誌への継続的な広告を行うことにより、安定した稼働率を確保いたしました。

その結果、売上高は93百万円（前期比98.0%）、営業利益は56百万円（前期比93.4%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は87百万円で、特記すべき重要な投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第57期 (2016年10月期)	第58期 (2017年10月期)	第59期 (2018年10月期)	第60期 (2019年10月期)
売 上 高 (百万円)	8,957	8,118	8,481	9,566
経 常 利 益 (百万円)	547	163	9	19
当 期 純 利 益 (百万円)	523	278	696	393
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	302.25	160.86	402.62	227.62
総 資 産 (百万円)	10,058	14,063	14,554	14,402
純 資 産 (百万円)	2,300	2,559	3,209	3,567

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米中貿易摩擦を発端とする中国の経済成長鈍化や地政学リスク、欧米の政治動向などの様々なリスク要因もあり、予断を許さない状況であります。

このような経営環境のもと、当社は、『2020年10月期から2022年10月期の中期経営計画～チャレンジ110 (チャレンジ イチイチゼロ) ～』のとおり、2022年10月期での売上高110億円、ROE 10%、業務効率10%アップの経営目標に向けて鋭意努力を行ってまいります。

中核である木材事業におきましては、ニュージーランドから仕入を行う当社のビジネスモデル上、原材料価格の高騰や為替相場の変動により原材料価格が上昇することもあります。このような場合でも安定した収益の確保が出来る体制づくりが重要であると考えており、品質の追求はもちろんのこと、生産効率の改善、営業戦略などの見直し・検討を定期的に繰り返して行い、2020年10月期の営業黒字化を目指します。2019年10月期は原材料価格が高止まりの状況で推移し、同業他社との競合激化により価格転嫁が難しく赤字が続いておりますが、第3四半期以降は立ち上がりの遅れていた福山工場の稼働率も徐々に上昇し、フル生産へ移行するための体制がようやく確立されてまいりました。一方、米中貿易摩擦の影響により中国向けの輸出は低迷し、輸出用梱包用材の出荷は低調に推移しております。そのため、製品の強みや強固な販売ネットワークを活かし、従来のモノの販売だけでなく、それに付随したサービス、新たな用途などを提供する提案型営業の強化に努めてまいります。また、顧客毎の営業戦略の見直しを図り、大口先の開拓、新規・休眠顧客の掘り起こしに注力し、上長による従来からの商談・スケジュール管理に加え、事業計画に対する進捗管理の徹底を更に強化してまいります。

ハウス・エコ事業におきましては、継続的な売上高の増加を図るため、学校施設等を中心とする官公庁案件の設計・積算協力を積極的に行うなど、きめ細やかな対応を展開し、受注に繋げる取り組みを行うとともに、引き続きこれまでの施工実績を活かし、重量鉄骨造建築やシステム建築等の大型物件の受注拡大を図ってまいります。これらを実行するに当たっては、確かな技術知識・施工経験に長けた人材の採用に加え、資格取得の奨励を図り、若手社員への技術継承を行うための社内研修を充実させるなど、優秀な人材の育成・確保に最大限努めてまいります。また、広島工場において鉄骨製作工場認定制度に基づく現状のRグレード（建物規模は5階以下の3,000㎡以内）から3年後の2022年10月期にはMグレード（建物規模は無制限）の資格取得に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、多様化する顧客ニーズに対応した新製品を市場に投入することで製品ラインナップの拡充と競争力の強化に努めてまいります。

太陽光発電売電事業におきましては、遊休地に計画した発電所の建設を行います。また、完成した物件は高い売電収益の計上が見込まれるため、パネルの洗浄や年2回の定期的なメンテナンスを行い、安定した収益の確保を図ってまいります。

株主の皆様には、何とぞ一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

当社は、梱包用材等の製造、販売、プレハブハウスの製造、販売、仮設建物等のリース、一般建築及び太陽光発電システムの請負、自然エネルギー等による発電事業、ゴルフ場及びフィットネスクラブの運営、不動産の賃貸、売買及びこれらの営業に附随する一切の業務を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	広 島 県 福 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
福 山 工 場	広 島 県 福 山 市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
広 島 工 場	広 島 県 東 広 島 市	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区	中 須 ゴ ル フ 倶 楽 部	山 口 県 周 南 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 千 葉 市	そ の 他	5 ケ 所

(12) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
175	+2

(注) 上記のほか、臨時雇用者は30名（1人1日8時間換算）であります。

(13) 主要な借入先及び借入金残高

借 入 先	借 入 金 残 高 (百 万 円)
(株) 広 島 銀 行	1,820
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,111
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	949
(株) も み じ 銀 行	793
(株) み ず ほ 銀 行	682
(株) 山 口 銀 行	680
(株) 中 国 銀 行	642
(株) 三 井 住 友 銀 行	389
(株) 伊 予 銀 行	303
(株) 百 十 四 銀 行	274
(株) 三 菱 U F J 銀 行	262
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	165
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	146
(株) 新 生 銀 行	35

(14) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
中 浜 勇 治	284	16.45
(株) 和 幸	164	9.49
中 浜 勇	142	8.26
鹿 野 産 業 (株)	56	3.29
上 田 八 木 短 資 (株)	44	2.58
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 (株)	44	2.54
中 山 恒 一	41	2.41
中 村 剛	41	2.37
オ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	19	1.13
吉 田 勝 利	19	1.10

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 7,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,732,000株（自己株式1,178株を含む）
- ③ 株主数 1,500名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 浜 勇 治	代 表 取 締 役 社 長	—
梅 田 孝 史	専務取締役兼総務部長兼社長室長	—
谷 本 泰	常務取締役木材事業部長	—
井 上 清 輝	取 締 役 経 理 部 長	—
土 田 光 典	取 締 役 ハ ウ ス ・ エ コ 事 業 部 長	—
川 岡 公 次	取 締 役 ラ イ フ ク リ エ イ ト 事 業 部 長	—
小 山 幹 夫	取 締 役	広島空港ビルディング(株)常任監査役
北 村 憲 由	監 査 役 (常 勤)	—
長 井 紳 一 郎	監 査 役	山下・長井法律事務所副所長 (株)コンセック社外監査役
近 藤 哲 英	監 査 役	近藤哲英税理士事務所長

- (注) 1 2019年1月30日開催の第59回定時株主総会において、近藤哲英氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- 2 監査役小林明弘氏は、2019年1月30日付をもって任期満了により退任いたしました。
- 3 取締役の小山幹夫氏は、社外取締役であります。
- 4 監査役の小山憲由、長井紳一郎及び近藤哲英の各氏は、社外監査役であります。
- 5 当社は、社外取締役である小山幹夫氏及び社外監査役である北村憲由氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
- 6 監査役北村憲由氏は、(株)広島銀行において支店長等を長年に亘り経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7 監査役長井紳一郎氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しております。
- 8 監査役近藤哲英氏は、税理士として会計及び税務について豊富な知識と税務行政機関での経験があり、財務及び会計に関する専門家としての知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	千円 76,850 (2,762)	取締役の報酬等限度額（1992年1月18日株主総会決議）は、年額200百万円以内であり、監査役の報酬等限度額（1989年1月29日株主総会決議）は、年額10百万円以内であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	8,560 (8,560)	
合 計	11	85,411	

(注) 支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した7,210千円（取締役7名に対し6,620千円、監査役4名に対し589千円）を含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の当事業年度における活動状況

社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

氏 名	主 な 活 動 状 況
小 山 幹 夫	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回出席し、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験による深い見識と広範な見地から、取締役会において適宜助言又は提言を行っております。
北 村 憲 由	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
長 井 紳 一 郎	当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、弁護士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
近 藤 哲 英	2019年1月30日就任以後開催の取締役会には、10回中10回、また、監査役会10回中10回出席し、税理士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。

② 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内部監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。

③ 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行うホットライン（総務部長、経理部長、監査役のEメールアドレス）を設置、運営する。

④ 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び会社全体の対応は、総務部が行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役、社員が共有する会社全体の目標を定める。
- ② 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ③ 取締役会は、ITを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、会社全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。

(5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について役職員に対し周知徹底する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ② 役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。
- ② 不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。
- ③ 政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を全社に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、総務部と内部監査室が中心となり、各事業部門の営業会議等で取締役及び従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する研修を定期的に行っております。

内部監査室は、監査計画書に基づき、当社の全ての事業所を対象に内部監査を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施いたしました。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		5,596,269	流動負債		3,938,615
現金及び預金		436,569	支払手形		445,445
受取手形		782,038	買掛金		281,705
電子記録債権		48,072	工事未払金		233,565
売掛金	※3	722,182	短期借入金	※3	825,000
完成工事未収入金		1,798,991	1年内返済予定の長期借入金	※3	1,079,045
リース未収入金		1,001,400	リース負債		59,894
商品及び製品		96,424	未払消費税等		170,723
仕掛金		55,822	未払法人税等		86,824
未成工事支出金		51,462	未払事業所税		10,141
原材料及び貯蔵品		480,524	未払費		8,198
前払費用		93,781	未払受入金		56,075
その他当座預金		29,592	前受入金		29,459
貸倒引当金		△594	前受入金		3,813
			預り前受収益		9,027
固定資産		8,806,463	リース前受収益		575,423
有形固定資産	※1	8,568,919	与引当金		55,224
リース用資産	※3	60,387	完成工事補償引当金		76
建物	※3	1,193,208	設備関係支払手形		8,477
構築物	※3	491,619	その他		495
機械及び装置	※3	3,476,713	固定負債		6,897,016
車両運搬具		14,662	長期借入金	※3	6,353,233
工具、器具及び備品		17,195	リース負債		230,016
土地	※3	3,042,051	退職給付引当金		135,225
リース資産		270,938	役員退職慰労引当金		50,769
建設仮勘定		2,141	預り敷金・保証金		119,933
			資産除去債務		7,837
無形固定資産		56,374	負債の部合計		10,835,631
ソフトウェア		33,423	(純資産の部)		
電話加入権		22,306	株主資本		3,556,575
水道施設利用権		644	資本剰余金		684,980
投資その他の資産		181,169	資本準備金		512,980
投資有価証券		65,130	利益剰余金		2,359,710
金及び保証金		20,555	利益準備金		79,550
出産更生債権等		110	その他利益剰余金		2,280,160
破産前払費用		4,204	別途積立金		2,335,000
長期前払費用		17,505	土地圧縮積立金		9,789
繰延税金資産		75,494	繰越利益剰余金		△64,629
貸倒引当金		△1,831	自己株		△1,094
			評価・換算差額等		10,526
			その他有価証券評価差額金		10,172
			繰延ヘッジ損益		353
資産の部合計		14,402,733	純資産の部合計		3,567,101
			負債及び純資産の部合計		14,402,733

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 2018年11月1日
至 2019年10月31日〕

(単位：千円)

科 目	注記 番号	金 額	
売 上 高			9,566,913
売 上 原 価			8,252,610
売 上 総 利 益			1,314,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,230,624
営 業 利 益			83,677
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		9	
受 取 配 当 金		1,510	
受 取 賃 貸 料		4,800	
仕 入 割 引		1,058	
そ の 他		11,510	18,889
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		65,994	
売 上 割 引		13,613	
そ の 他		3,045	82,653
経 常 利 益			19,913
特 別 利 益			
補 助 金 収 入		162,907	
固 定 資 産 売 却 益		261,505	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額		8,041	432,453
特 別 損 失			
減 損 損 失		3,535	3,535
税 引 前 当 期 純 利 益			448,831
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			63,510
法 人 税 等 調 整 額			△8,670
当 期 純 利 益			393,991

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 2018年11月1日
至 2019年10月31日〕

(単位：千円)

	注記 番号	株主資本						
		資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	土地圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高		684,980	512,980	79,550	2,335,000	9,789	△424,003	2,000,336
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	※3	—	—	—	—	—	△34,617	△34,617
当 期 純 利 益		—	—	—	—	—	393,991	393,991
自 己 株 式 の 取 得		—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	—	—	—	—	359,373	359,373
当 期 末 残 高		684,980	512,980	79,550	2,335,000	9,789	△64,629	2,359,710

	注記 番号	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高		△1,029	3,197,267	11,793	445	12,239	3,209,506
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	※3	—	△34,617	—	—	—	△34,617
当 期 純 利 益		—	393,991	—	—	—	393,991
自 己 株 式 の 取 得		△65	△65	—	—	—	△65
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	—	△1,620	△92	△1,712	△1,712
当 期 変 動 額 合 計		△65	359,307	△1,620	△92	△1,712	357,595
当 期 末 残 高		△1,094	3,556,575	10,172	353	10,526	3,567,101

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品……………個別法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

② 製 品……………移動平均法による原価法

③ 原 材 料

(木 材 事 業) ……………個別法による原価法

(ハウス・エコ事業) ……移動平均法による原価法

④ 仕 掛 品……………個別法による原価法

⑤ 未成工事支出金……………個別法による原価法

⑥ 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建 物……………7年～47年

機 械 及 び 装 置……………5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) リース収益の計上基準

リース契約物件は、仮設建物等の工事完成引渡日にリース契約期間中のリース料、仮設建物等の受入建上解体料及び運賃等の総額をリース未収入金に計上し、当事業年度分を売上高に計上しております。また、リース期間未経過分のリース料並びに解体未了の物件の受入解体料及び運賃等をリース前受収益として計上しております。

(2) 完成工事高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

6 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、『会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令』（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	2,706,098千円
2	破産更生債権等から直接控除した貸倒引当金	88千円
※ 3	担保に供している資産 (担保提供資産)	
	売掛金	19,713千円
	建物	1,009,257千円
	構築物	423,137千円
	機械及び装置	3,233,751千円
	土地	2,742,105千円
	合計	7,427,965千円
	(対応債務)	
	短期借入金	200,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	629,092千円
	長期借入金	5,260,504千円
	合計	6,089,596千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,732,000	—	—	1,732,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,103	75	—	1,178

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 75株

※ 3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年1月30日 定時株主総会	普通株式	千円 34,617	円 20.00	2018年10月31日	2019年1月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年1月30日 定時株主総会	普通株式	千円 34,616	利益剰余金	円 20.00	2019年10月31日	2020年1月31日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	16,843千円
未払事業税	1,382千円
たな卸資産評価減(簿価切下げ)	8,031千円
繰越欠損金	105,382千円
減損損失	4,733千円
貸倒引当金	766千円
退職給付引当金	41,243千円
役員退職慰労引当金	15,484千円
資産除去債務	2,390千円
その他	5,951千円
繰延税金資産小計	202,210千円
評価性引当額	△115,648千円
繰延税金資産合計	86,561千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,333千円
土地圧縮積立金	△4,296千円
その他有価証券評価差額金	△4,464千円
その他	△973千円
繰延税金負債合計	△11,067千円
繰延税金資産の純額	75,494千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
評価性引当額の増減	△20.9%
住民税均等割	2.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.2%

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金及びリース未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程、販売管理規程及び債権管理業務の承認・報告マニュアルに従い、日次では違算通知書、月次では売掛金残高管理表及び滞留債権管理表等に基づき、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況について年1回以上確認（与信の更新）を行う体制としております。また、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、工事未払金及び未払金の支払期日は、大半が1年以内であります。

借入金には主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務・経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性及び金融機関からの借入枠を維持することなどによりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	436,569	436,569	—
受取手形	782,038		
貸倒引当金※1	△234		
	781,804	781,804	—
電子記録債権	48,072		
貸倒引当金※1	△14		
	48,057	48,057	—
売掛金	722,182		
貸倒引当金※1	△216		
	721,965	721,965	—
完成工事未収入金	1,798,991		
貸倒引当金※1	△65		
	1,798,925	1,642,274	△156,650
リース未収入金	1,001,400	931,859	△69,540
投資有価証券 その他有価証券	53,142	53,142	—
資産計	4,841,865	4,615,674	△226,191
支払手形	445,445	445,445	—
買掛金	281,705	281,705	—
工事未払金	233,565	233,565	—
短期借入金	825,000	825,000	—
未払金	170,723	170,723	—
長期借入金※2	7,432,278	7,463,255	30,977
負債計	9,388,717	9,419,695	30,977
デリバティブ取引※3	508	508	—

※1 受取手形、電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）書きで表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

完成工事未収入金及びリース未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

② 負債

支払手形、買掛金、工事未払金、短期借入金及び未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③ デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

- 2 非上場株式（貸借対照表計上額11,988千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、広島県福山市その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を保有しております。

- 2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
522,290	834,139

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額

2,060円93銭

- 2 1株当たり当期純利益

227円62銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月12日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正史 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービスの2018年11月1日から2019年10月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月13日

株式会社オービス 監査役会

常勤 社外 監査役 北村 憲由 ㊟

社外 監査役 長井 紳一郎 ㊟

社外 監査役 近藤 哲英 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期（第60期）の期末配当につきましては、業績及び安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 当期末における株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円（金銭による） 総額 34,616,440円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年1月31日

第2号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2019年12月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、引き続き在任する取締役7名及び監査役3名に対し、これまでの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なか はま ゆう じ 中 浜 勇 治	1999年1月 当社 取締役 2004年1月 当社 専務取締役 2011年1月 当社 代表取締役社長（現任）
うめ だ たか ふみ 梅 田 孝 史	1994年1月 当社 取締役 2014年2月 当社 常務取締役 2015年1月 当社 専務取締役（現任）
たに もと やすし 谷 本 泰	2011年1月 当社 取締役 2017年5月 当社 常務取締役（現任）
いの うえ きよ たか 井 上 清 輝	2015年1月 当社 取締役（現任）
つち だ みつ のり 土 田 光 典	2015年1月 当社 取締役（現任）
かわ おか こう じ 川 岡 公 次	2017年1月 当社 取締役（現任）
こ やま みき お 小 山 幹 夫	2017年1月 当社 社外取締役（現任）
きた むら のり よし 北 村 憲 由	2010年1月 当社 社外監査役（現任）
なが い しんいちろう 長 井 紳 一 郎	2015年1月 当社 社外監査役（現任）
こん どう てつ ひで 近 藤 哲 英	2019年1月 当社 社外監査役（現任）

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年1月18日開催の当社第32回定時株主総会において、年額200百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数17,320株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第4号議案 監査役の報酬限度額改定の件

当社の監査役の報酬限度額は、1989年1月29日開催の第29回定時株主総会において、年額10百万円以内にご承認いただき今日に至っております。この間、経済情勢が大きく変動したことや監査役の専門性及び責務の増大を勘案し、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室
交 通 J R西日本 山陽本線 松永駅下車 車約5分
おのみちバス 南松永バス停留所 徒歩約18分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。